

辻 泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2006年7月10日 NO. 51

医療保険制度改革 質疑報告(厚生労働委員会 6月8日)

◎ 安心の医療を阻害する保険免責制度は導入するな!!

辻 泰弘: 受診抑制など悪影響が大きい保険免責制度は導入すべきでない。

川崎 厚生労働大臣: 保険免責制度の議論が出てくれば反対と申し上げる。



◎ 医療費負担のセーフティネット・高額療養費制度の充実を!!

辻 泰弘: 不安を与える定率負担は廃止すべき。入院時の自己負担の方針は。

水田 保険局長: 来年4月から一医療機関ごとの入院費用を自己負担限度額にとどめる。政令で。

辻 泰弘: 高額療養費の該当・情報の通知を、政管健保、国保、後期高齢者制度で推進せよ。

小林 社会保険庁次長: 政管で被保険者の利便性の観点から、請求金額などの情報の通知を検討。

水田 保険局長: 国保は自治体ごとの判断だが趣旨伝えたい。後期高齢者制度にもお願いしたい。

◎ 療養病床の転換で「介護難民」など国民生活の混乱をもたらすな!!

辻 泰弘: 療養病床の転換・再編で介護難民の発生、病院経営への支障が起きぬよう取り組み。

川崎 厚生労働大臣: 都道府県の地域が整備構想の作成支援。利用者・関係者の理解得て進める。

◎ 後期高齢者の医療を粗診粗療にするな! 診療報酬改定には周知期間を!!

辻 泰弘: 後期高齢者の診療報酬で切捨てがないように。診療報酬改定には一定の周知期間必要。

川崎 厚生労働大臣: 必要な医療提供への懸念が生じぬよう注意し進める。現場の意見聞き工夫。

◎ 65~74歳の障害者の後期高齢者医療制度の適用には選択が可能に!!

辻 泰弘: 既に老健法適用の障害認定患者も、後期高齢者医療の対象となるか否かの選択与えよ。

水田 保険局長: 基本的に選択。現行認定者は新制度で申請ありとみなすが、取り下げが可能。

◎ 有効なリハビリ治療は継続を! 患者に不安を与えるな!!

辻 泰弘: 算定日数上限に達した時点で、除外疾病に該当との医師判断あれば上限は関係なしか。

水田 保険局長: その通りだ。 辻 泰弘: その理解をしっかりと伝えて頂きたい。

◎ 医療保険者に義務づけられる健診! 被扶養者が受けやすい環境を!!

辻 泰弘: 健診実施のチェックは。被扶養者の負担低く。健診項目と労安衛法の診断項目との関係は。

水田 保険局長: 支払基金で。受けやすい環境づくりを指導。労安衛法の項目で加えられるよう検討。

◎ 混合診療(特定療養費制度から保険外併用療養費制度へ)は限定的に!!

辻 泰弘: 保険外併用療養費に新たに入れる項目は。混合診療の無原則な拡大につながらないか。

水田 保険局長: 新たな類型の追加はない。一つ一つ有効性、安全性を点検する。限定的に評価。

◎ 子供と同居などで負担がなかった被用者保険の被扶養者の負担軽減を!!

辻 泰弘: 被用者保険の被扶養者である者の後期高齢者制度での新たな保険料負担の激変緩和は。

水田 保険局長: 加入から2年間、保険料を半額とする。恒久措置であり、政令で決める。

改正健保法等は与党の賛成多数で6月14日成立。本号は下記ホームページに掲載。

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-3508-8402 <http://yasuhiro-tsuji.jp/>